

(案)

## 夏の西川緑道公園ライトアップ運営業務委託 仕様書

1. 委託業務名 夏の西川緑道公園ライトアップ運営業務委託

2. 目的 岡山城の烏城灯源郷や後楽園の幻想庭園等のまちなかにおける夏のライトアップイベントと連携しながら、夏の西川緑道公園のライトアップを行うことにより、西川緑道公園の魅力を幅広く情報発信するとともに、まちなかの回遊性向上及び宿泊等のナイトタイムエコノミー推進を図る。

### 3. 事業概要

【事業名称】 西川夏あかり 2024

【設置区間】 西川緑道公園（桃太郎大通り～あくら通りまでの約550m区間）

※必ずしもエリア全体を装飾する必要はない。

【点灯期間】 令和6年7月26日（金）～令和6年8月31日（土）

【点灯時間】 18時30分から22時まで

※点灯期間及び点灯時間は、今後の協議の中で変更の可能性あり。

### 4. 業務内容

#### (1) ライトアップテーマの策定・演出

「浴衣でのまちあるき」と「和」をコンセプトとしたテーマを策定し演出を提案すること。

#### (2) ライトアップのデザイン

- ①既存の公園園路照明を考慮し、歩行空間と水辺の双方を効果的に演出するようライトアップ等の装飾を配置すること。
- ②ライトアップ等の照明はLED照明とすること。
- ③会場内にSNS等での拡散につながるような演出を取り入れること。
- ④一度だけではなく、何度も見に行きたくなるような演出とすること。
- ⑤横断する市道及び橋へのライトアップ装飾・設置は不可とする。
- ⑥西川用水上へライトアップ装飾等を行う場合は、台風・大雨等による用水の増水も考慮し、水路の通水に支障のないものとする。
- ⑦公園内樹木へのライトアップ装飾等の付設は、樹木保護の観点から添え木などを利用し、樹木に十分な養生を施すこと。
- ⑧ライトアップ装飾等の位置・高さ・色彩や演出内容は、隣接する市道の自動車や歩行者通行の支障とならないようにすること。また、日中や夜間の景観にも配慮すること。
- ⑨野殿橋付近のウッドデッキには、期間中のイベント使用も想定し、ステージ機能を損なうような装飾を行わないこと。
- ⑩期間中に西川緑道公園周辺で開催しているイベント等と連携し、回遊性の向上を図ること。

## (案)

### (3) ライトアップ装飾の設営・保守点検・撤去・緊急時の対応

- ①ライトアップ用電源については、一部箇所（位置図・平面図Bブロック特記事項参照）を除き、公園内既設電源より供給する。その場合の電気料については提案経費に含まない。ただし、配置や消費電力の関係で別途仮設電源工事が必要となる場合の電源引込み費用及び電気料は受託者負担とする。
- ②期間中は、自動点灯にするためのタイマースイッチを設置すること。
- ③ライトアップ機材の落下や転倒の防止、盗難・破損・延焼・漏電等の対策を講じ、緊急時の体制整備や各種対応マニュアル等を作成すること。
- ④昼間や夜間消灯時に歩行者通行の支障とならないよう対策を講じること。
- ⑤設置期間中にトラブル等が発生（電球切れ、故障等）した場合には受託者において迅速に対応すること。
- ⑥ライトアップ装飾の設営・撤去等に係る各種手続きは受託者において行うこと。また、設営・撤去等により損害等が生じた場合は、受託者において賠償・原状回復等を行うこと。
- ⑦受託者の負担において損害賠償責任保険に加入すること。

### (4) 広報・宣伝

#### 【広報】

西川夏あかりの開催を市内外に広く周知できるよう、3,000枚以上のチラシ等を作成し、効果的な方法で配布すること。また、その他の手法による効果的な広報宣伝を行うこと。

#### 【デジタルサイネージ】

岡山駅南地下道壁面及び岡山駅東西連絡通路壁面のデジタルサイネージを利用したの広報を行うため、JPEG形式 H1080×W1920ピクセル、JPEG形式 H1920×W1080ピクセルのデータを作成すること。

#### 【看板類】

西川緑道公園内に、実施区間や点灯期間・時間等を説明した案内看板を1箇所設置すること。

看板類の材質は告知期間を含めて2ヵ月程度は使用に耐えうる強度のものとし、転倒等の防止対策を行うこと。

### (5) 事業全体の管理運営

本業務の開始から終了までの間、業務責任者を置き、当該業務が円滑に行えるように、定期的に市と連絡調整を行うこと。

## 5. 業務の期間

契約締結の日から令和6年9月30日（月）

## (案)

### 6. 成果品

事業終了後は下記事項を記載した実施報告書を作成し、A4サイズ製本1部及びCD-R1部を提出すること。成果品の取りまとめ方法については、岡山市と協議し指示に従うこと。

① 映像記録写真等

ライトアップの状況を、一般来場者を盛り込んだ風景写真をふんだんに用いて作成すること。また、広報ツールとして使用できる高品質の状況写真（50枚以上）を撮影しておくこと。

② 委託業務運営記録

業務運営体制表、使用機材一覧表、各種届出、申請・許可、納付・領収書等写し

③ 広報宣伝記録

広報内容、看板デザイン、チラシ等に係る書類

④ 作業状況写真

ライトアップ装飾の設置・撤去、保守点検状況等

⑤ 点検管理記録簿

保守点検・トラブル対応の記録

### 7. その他

- ①本業務で使用するデータ、画像等の著作権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことによる著作権等の権利を侵害した時は、受託者はその一切の責任を負うこと。また、本業務で作成された資料等に対する著作権は岡山市に帰属するものとする。
- ②本使用に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、すべて両者協議の上、これを解決するものとする。
- ③受託者は、本業務中に事故等があった場合は、所要の処置を講ずるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容について、直ちに岡山市に報告すること。
- ④台風接近等により警報等の発令が予想される場合は、岡山市と協議し対応すること。
- ⑤本業務内容等は、企画競争時点におけるものであり、最適な提案者との協議の上、変更を加えることがある。